

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第8号）による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年滋賀県条例第35号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- 政令の一部改正により、退職被保険者等所属都道府県に係る国民健康保険事業費納付金の特例が廃止されることに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第6条、第7条、第10条および第11条関係）
- この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の  
一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成  
29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「が第1号」を「が同項第1号」に、「を第2号」を「を同項第2号」に改め、同条各  
号を削る。

第7条中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第9条第6項第1号」  
を「同項第1号」に改める。

第10条中「が第1号」を「が同項第1号」に、「を第2号」を「を同項第2号」に改め、同条  
各号を削る。

第11条中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第10条第4項第1  
号」を「同項第1号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 (一般納付金所得係数の基準)</p> <p>第6条 政令第9条第5項の条例で定める基準は、一般納付金所得係数が<u>第1号に掲げる額を第2号に掲げる額</u>で除して得た数であることとする。</p> <p>(1) <u>政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第9条第5項第1号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第9条第5項第2号に掲げる額</u></p> <p>(一般納付金所得等割合)</p> <p>第7条 政令第9条第6項の条例で定める数は、<u>政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第9条第6項第1号に掲げる数</u>とする。</p> <p>第8条・第9条 省略 (後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準)</p> <p>第10条 政令第10条第3項の条例で定める基準は、後期高齢者支援金等納付金所得係数が<u>第1号に掲げる額を第2号に掲げる額</u>で除して得た数であることとする。</p> <p>(1) <u>政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第</u></p>	<p>第1条～第5条 省略 (一般納付金所得係数の基準)</p> <p>第6条 政令第9条第5項の条例で定める基準は、一般納付金所得係数が<u>同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額</u>で除して得た数であることとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(一般納付金所得等割合)</p> <p>第7条 政令第9条第6項の条例で定める数は、<u>同項第1号に掲げる数</u>とする。</p> <p>第8条・第9条 省略 (後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準)</p> <p>第10条 政令第10条第3項の条例で定める基準は、後期高齢者支援金等納付金所得係数が<u>同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額</u>で除して得た数であることとする。</p> <p>(削除)</p>

10条第3項第1号に掲げる額

(2) 政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第

10条第3項第2号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第11条 政令第10条第4項の条例で定める数は、政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

第12条～第18条 省略

付則 省略

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第11条 政令第10条第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

第12条～第18条 省略

付則 省略

# 退職者医療制度の前倒し廃止

参考資料

## 1 退職者医療制度とは

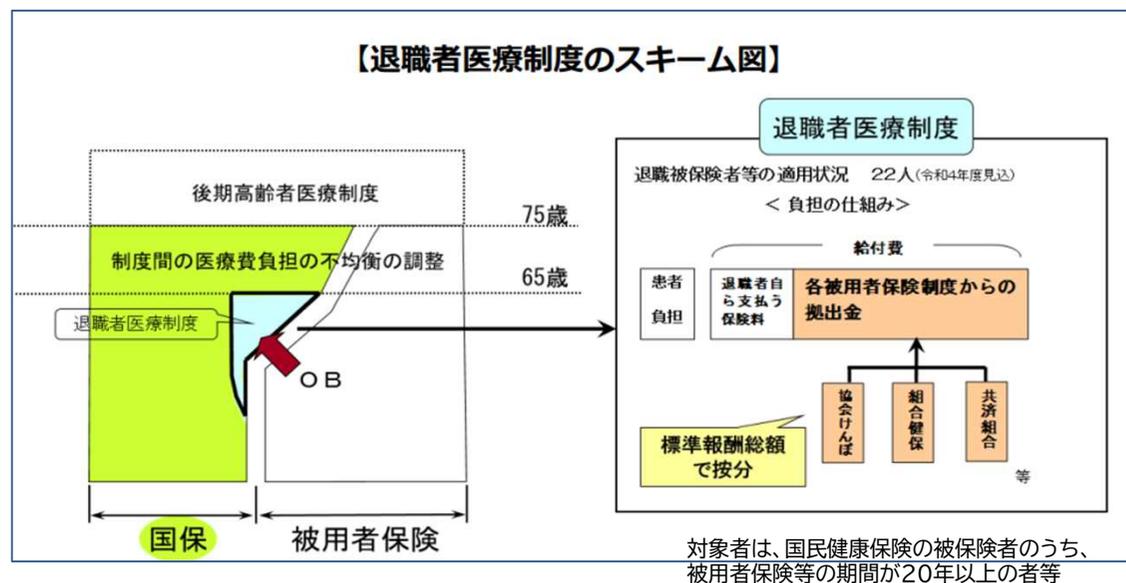
退職者医療制度は、医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和59年に創設され、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い廃止。

ただし、「団塊の世代」退職者の急増による国民健康保険財政への影響を勘案し、平成26年度までに新たに適用された者が65歳に達するまでの間、経過措置が設けられた。

## 2 退職者医療制度の前倒し廃止

対象者の激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼ無くなっている一方、保険者等の事務コストが継続しているため、業務のスリム化、事務コストの削減を図る必要がある。

そのため、令和6年度から同制度が廃止される



国民健康保険制度には、「一般被保険者」「退職被保険者」が存在する。

「退職被保険者」については、法(政令)附則により規定されている。

今回、退職者医療制度の経過措置の廃止に伴い、法(政令)附則が削除され、これに伴う条例改正を行うもの

## 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

### 附則

(退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例)

第四条 退職被保険者等所属都道府県及び退職被保険者等所属市町村について、第二条、第四条、第四条の三から第四条の六まで、第八条から第十条まで、第二十条、第二十四条及び第二十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(以下略)